○財務省告示第二百五十六号

相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第四十一条の規定に基づき国庫に帰属した国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成十七年七月四日

財務大臣　谷垣　禎一

（別表）

国債の名称	記号	買入消却実行日	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（十年）	第二百二十一回	平成十七年六月九日	千三百五十万円	百円
合計			千三百五十万円	